２　給与の状況（平均給料月額）（令和４年４月１日現在）

（１）　総括

全職員の平均給料月額は、309,907円で、前年（310,473円）に比較して566円（0.2%）減少している。

これを団体区分別に見ると、市が314,057円（前年314,759円）、町村が297,979円（前年298,079円）となっており、市が702円（0.2%）減少し、町村が100円（0.03%）減少している。

（２）　職種別平均給料月額

平均給料月額を職種別に見ると、医師・歯科医師職が534,200円と最も高く、次いで特定任期付職が385,800円、教育職が331,400円、技能労務職が326,100円、企業職が319,200円、一般行政職が309,900円、消防職が304,100円、看護・保健職が302,000円、薬剤師・医療技術職が295,300円、福祉職が284,300円、税務職が280,700円、研究職が264,900円などとなっている。

なお、一般行政職を団体区分別に見ると、市が314,100円（前年314,800円）、町村が298,000円（前年298,100円）となっている。

〔ポイント〕

１　ラスパイレス指数

	令和４年４月１日	令和３年４月１日
県内市町村平均	９６．９ （R３比：▲0.1）	９７．０

２　平均給与月額（一般行政職）

369,274円　※平均給与月額＝平均給料月額＋諸手当月額　（令和４年４月１日現在）

・　国家公務員の算定に準拠した場合の平均給与月額は、地域手当支給額の差などにより国家公務員の月額を下回る。（335,775円　国家公務員との差額▲69,274円）

３　特別職の給料月額

・　市町村長の最高額　1,138,000円（盛岡市）
　　最低額　　570,000円（普代村）

○　ラスパイレス指数（令和４年４月１日現在）

県内市町村平均ラスパイレス指数の推移（12年間）

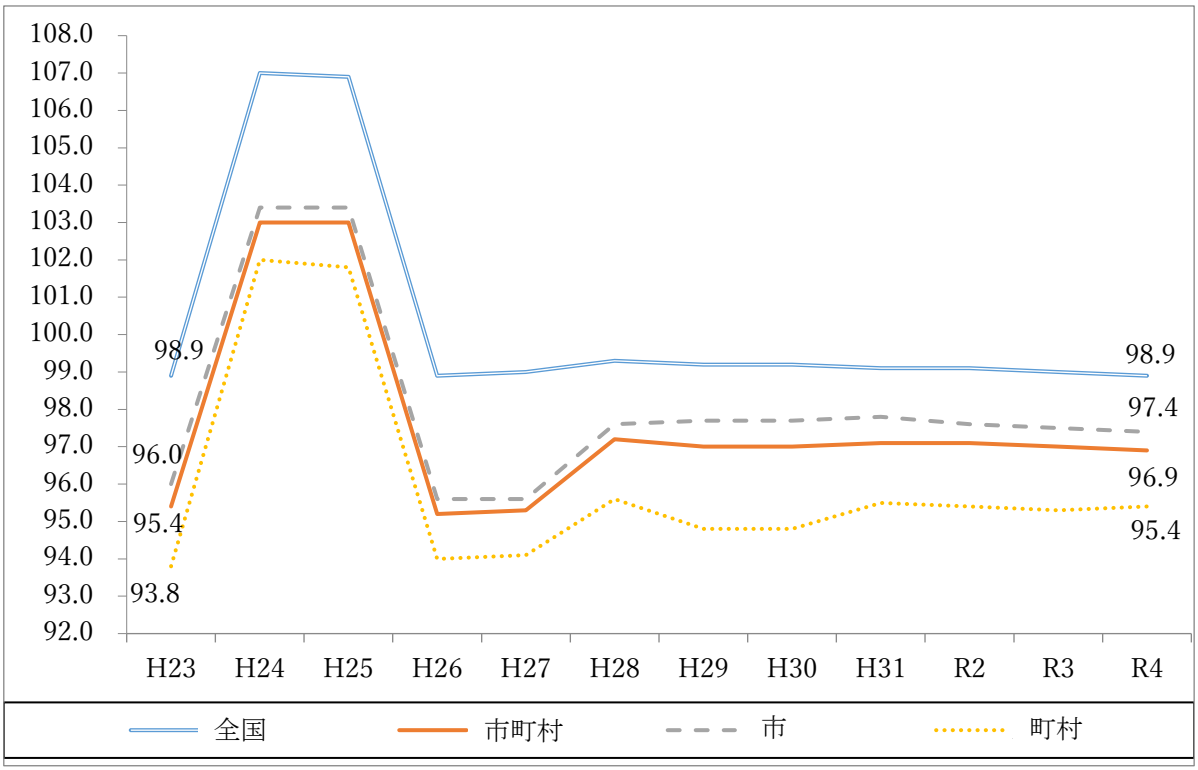

※　全国平均は都道府県・政令市を含む全地方公共団体の平均値であること。

・市　平均　97.4（R3比 ▲0.1 ）　　全国市　平均　98.7（R3比 ▲0.1 ）

・町村平均　95.4（R3比　0.1 ）　　全国町村平均　96.3（R2比　0.0 ）

最高値	北上市	99.3	（R3　99.0　盛岡市、北上市）
最低値	野田村	91.1	（R3　89.8　田野畑村）

○　平均給与月額（一般行政職）【令和４年４月分】

（単位：円、歳）

	平均給与月額（A）＋（B）	平均給料月額（A）	諸手当月額（B）	平均年齢
令和４年（a）	369,274	309,907	59,368	41.8
令和３年（b）	368,336	310,473	57,863	41.8
差額（a）－（b）	938	▲566	1,505	0.0
全国平均	401,372	315,093	86,279	42.1

注１　全国平均は都道府県・政令市を含む全地方公共団体の平均値であること。

注２　平均給与月額は、端数処理の関係上、平均給料月額と諸手当月額の合計に一致しない場合があること。

国家公務員の算定に準拠した場合の平均給与月額

335,775 円　（国家公務員：405,049 円、差額▲69,274 円）

（単位：円、歳）

	平均給与月額（A）＋（B）	平均給料月額（A）	諸手当月額（B）	平均年齢
岩手県市町村（a）	335,775	309,907	25,868	41.8
国家公務員（b）	405,049	323,711	81,338	42.7
差額（a）－（b）	▲69,274	▲13,804	▲55,470	▲0.9
差額の主な理由		平均年齢の差	地域手当支給額の差	
全国平均	358,878	315,093	43,785	42.1

国家公務員の平均給与月額は俸給（給料に相当）及び諸手当を指しますが、諸手当には特殊勤務手当、通勤手当及び超過勤務手当などの実費弁償又は実績支給である手当が含まれていません。

したがって、本表の諸手当月額は、これらの手当を除く、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、特地勤務手当、単身赴任手当、寒冷地手当（年額を12で除した額）の合計額となります。

【参考】国家公務員の平均給与月額

（単位：円、歳）

	平均給与月額（A）＋（B）	平均給料月額（A）	諸手当月額（B）	平均年齢
令和４年（a）	405,049	323,711	81,338	42.7
令和３年（b）	407,153	325,827	81,326	43.0
差額（a）－（b）	▲2,104	▲2,116	12	▲0.3

○　特別職の給料月額（令和４年４月１日現在）

市町村長の最高・最低額

最高額　1,138,000円（盛岡市）

最低額　　570,000円（普代村）

※　県内市町村では、１市町村において、首長の給料月額の特例減額を行っている。